

一般社団法人今帰仁村観光協会賛助会員規程

制定 平成 27 年 9 月 1 日

(趣 旨)

第 1 条

この規程は、一般社団法人今帰仁村観光協会（以下「当協会」という）賛助会員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入 会)

第 2 条

賛助会員になろうとする者は書面で入会の申し込みをし、いつでも入会できるものとする。

(会 費)

第 3 条

会費の額・その徴収方法・その他必要な事項は、会長が別に定めて理事会に報告するものとする。

(特 典)

第 4 条

- 1.当協会が実施・参加する各種催しで出展公募がある場合、出展できるものとする
- 2.当協会が実施する各種講演会・勉強会へ参加できるものとする。
- 3.当協会のパンフレットラックを利用できるものとする。
- 4.当協会公式WEBサイトへ掲載できるものとする。
- 5.当協会 Facebook ページでの情報発信を、当協会スタッフを通してできるものとする。
- 6.当協会が作成する、今帰仁観光リーフレットやパンフレット等への掲載ができるものとする。

(事業説明会)

第 5 条

事業説明会は、年に 1 回開催するものとする。

(賛助会員の資格喪失)

第6条

賛助会員は次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失するものとする。

- 1.1年以上会費を納入しないとき。
- 2.退会したとき。
- 3.法人会員にあっては、当該事業所が消滅したとき。
- 4.個人会員にあっては、死亡または破産宣告を受けたとき。

(退 会)

第7条

賛助会員は、退会届を会長に提出し、いつでも退会することができるものとする。

(除 名)

第8条

賛助会員は次の各号の一に該当するときは、当協会が勧告することなく賛助会員から除名させることができるものとする。

- 1.賛助会員が、暴力団・暴力団関係企業・総会屋等の反社会的勢力と社会的に非難されべき関係を有していると判明した場合。
- 2.賛助会員が、当協会の名誉を故意に傷つけ損害を与えた場合。
- 3.当協会の名誉と信用を失墜させる行為があった場合。
- 4.本規程に違反した場合。

(会費の不返還)

第9条

既納の会費は、原則返還しないものとする。

(様 式)

第10条

入会申込書・その他帳票の様式は、会長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成27年9月1日より施行する。